

令和6年2月1日
建築住宅課
担当課長 北川 睦
内線 5301
外線 076-225-1777

民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅（みなし仮設住宅）の 対象範囲拡大について

1 概要

令和6年能登半島地震により、住宅に大きな被害を受けた被災者の方に対して、民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅を提供しています。

今回、2月5日（月）から富山県、福井県及び新潟県の物件を対象に加えることとなりました。

2 対象となる住宅

石川県、富山県、福井県及び新潟県にある住宅

3 家賃の条件

富山県内にある住宅で、家賃が1か月当たり次の額以下であるもの

- ・ 2人以下の世帯 6万円
- ・ 3人～4人の世帯 7万円
- ・ 5人以上の世帯 8万5千円

福井県内にある住宅で、家賃が1か月当たり次の額以下であるもの

- ・ 2人以下の世帯 6万5千円
- ・ 3人～4人の世帯 8万円
- ・ 5人以上の世帯 9万5千円

新潟県内にある住宅で、家賃が1か月当たり次の額以下であるもの

- ・ 2人以下の世帯 6万円
- ・ 3人～4人の世帯 8万円
- ・ 5人以上の世帯 10万円

(参考) 石川県内にある住宅で、家賃が1か月当たり次の額以下であるもの

- ・ 2人以下の世帯 6万円
- ・ 3人～4人の世帯 8万円
- ・ 5人以上の世帯 11万円